

福山市窓口用封筒無償提供業務仕様書

1 無償提供物及び仕様等

(1) 窓口用封筒

ア 規格及び年間使用見込枚数

A 4判封筒又は同等品（縦300mm×横223mm）	160,000枚
転入者用封筒 角形2号変形又は同等のもの（縦335mm×横240mm）	3,500枚

イ 仕様等

(ア) 窓口用封筒の材質

再生紙

(イ) 印刷の色数

色数は、任意とする。

(ウ) 広告の掲載

窓口用封筒の表面及び裏面それぞれの下部のおおむね40%程度とし、上部（おおむね60%程度）は、福山市が指定する行政情報を掲載するものとします。

※行政情報の内容は、別途協議の上、設置期間中に変更する場合があります。

(エ) 窓口用封筒の表には「この封筒は、「無償提供者名」が、自らの責任で広告を募集、審査、選定の上広告を掲載する者の費用により、福山市の財政負担を伴わず、印刷をしています。なお、広告内容については、直接広告主にお問い合わせください。」と表示すること。

※窓口用封筒の色、紙質、厚さ等の詳細は、別途協議します。

(2) 設置期間

2025年(令和7年)11月1日から2026年(令和8年)10月31日までの1年間

※ただし、設置期間終了後2年間を限度として更新をする場合があります。

(3) 設置場所

別紙「窓口用封筒初回納入分・窓口用封筒設置台 設置場所及び納品場所」のとおり

(4) その他

無償提供者は、窓口用封筒の年間使用見込枚数を超える枚数が必要となったとき又は窓口用封筒設置台の設置台数の追加が必要な場合は、福山市と協議の上、決定します。

2 納品場所・納品方法

(1) 納入場所・初回納入枚数

別紙「窓口用封筒初回納入分・窓口用封筒設置台 設置場所及び納品場所」のとおり

(2) 初回の納入期限は、2025年(令和7年)10月24日(金)とし、以後の納入日、数量及び回数は、福山市と協議の上、決定します。

3 広告掲載の範囲に関する要件等

(1) 広告は、福山市の区域内に営業拠点を持つ企業又は事業者等の広告を優先すること。

(2) 広告内容に関して福山市は一切責任を負わず、無償提供者は、広告の募集、審査、選定及び掲載並びに掲載した広告に係る苦情の対応を行うこと。

なお、広告の内容等に修正、削除等の必要があると判断された場合は、無償提供者を通じて広告主に修正・削除等を求めることがあります。

(3) 広告内容審査のための必要な基準と審査体制を有すること。

(4) 広告の掲載内容及び審査基準については、福山市広告事業実施要綱第4条及び福山市広告掲載基準を順守すること。

4 作製上の注意事項

- (1) 無償提供者は、窓口用封筒の作製に当たっては、色、形状等の仕様について、事前に福山市と協議し、その承認を受けること。
- (2) 無償提供者は、広告主の募集に当たっては、自らが広告の募集者であることを明らかにして、福山市が広告の募集者であるとの誤解が生じることがないように努めること。
- (3) 無償提供者は、窓口用封筒に関する苦情その他問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決に努めること。
- (4) 無償提供者は、広告又は広告主に問題が発生したときは、速やかに福山市に通知するとともに、当該問題に係る窓口用封筒を回収し、代替の封筒を提供すること。
- (5) 無償提供者は、広告主の募集の不調その他の理由により窓口用封筒の作製ができなかった場合は、自らの責任において代替の封筒を提供すること。

5 広告主等の責務

広告掲載に当たっては、広告主等は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 第三者の権利の侵害、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行わないこと。
- (2) 広告掲載により第三者に損害を与えたときは、広告主等の責任及び負担において解決すること。
- (3) 広告掲載の申込みまでに、広告に関する財産権について、その権利の処理が完了していること。
- (4) 広告掲載の権利を第三者に譲渡しないこと。ただし、福山市の承諾を得た場合は、この限りではない。

6 問合せ先

福山市市民局市民部市民課

住 所：〒720-8501 福山市東桜町3番5号

電 話：084-928-1057（直通）

Eメール：shimin@city.fukuyama.hiroshima.jp